

第3回（仮称）荒川統合保育園建設検討委員会 会議録概要

会議名	第3回（仮称）荒川統合保育園建設検討委員会
日時	平成23年7月29日（金）午前9時55分～
会場	村上市役所本庁5階第4会議室
出席者	委員：9人（松田委員長、鈴木副委員長、佐藤委員、齋藤委員、菅原委員、後藤委員、齋藤委員、相馬委員、船山委員） ----- 欠席委員：関委員 ----- 事務局：齋藤福祉課長、後藤荒川支所地域福祉課長、大滝福祉課長補佐、佐藤荒川支所地域福祉課長補佐、渡邊保育園担当係長

【会議概要】

要旨	
1 開 会	事務局：本日は、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。ただ今から第3回（仮称）荒川統合保育園建設検討委員会を開催いたします。
2 委員長あいさつ	委員長：本日は、第3回（仮称）荒川統合保育園建設検討委員会ということでご案内いたしましたところ皆さんには、また、ご多用のところ都合お差し繰りいただきまして誠にありがとうございます。本日は、第2回委員会以降の報告に続きまして、ご提案を申し上げます、議件につきましては、はじめに、指定管理者制度の概要について、次に、答申（案）についてでございます。 利用される大勢の方々から親しまれる安心・安全で環境の良い保育園になりますよう、皆様から忌憚のないご審議を賜りたいと思います。
3 報 告	(1) これまでの経過等について、事務局から説明 資料 1 事務局：前回7月15日の第2回建設検討委員会以降の経過についてまとめたものです。 7月21日（木）に保護者説明会を実施いたしました。3保育園の保護者、入園前の子育て支援センター利用者の保護者21人の出席をいただき、開園を1年延期となった理由と運営方法、今後のスケジュールについての説明を行い、ご意見を頂戴しました。 委員長：ただいまの事務局の説明について、委員の皆様からご質問はありませんか。

委員：説明会で、出席者21人の中から主にどのようなご意見が出たのかお聞きしたい。

事務局：計画定員が200人となっていることで、現在210数人が3園で入園していますが、例えば200人を超えて申し込みがあった場合の対応はどのようにするかというご質問がありました。それに対し、定員は定員としてある程度ゆとりを持った設計をする予定なので、定員を超えた申し込みがあってもある程度受け入れることは可能であるとお答えをしています。

子育て支援センターが、荒川地区には金屋保育園に1か所ありますが、新しい保育園にもできる計画のようであるが、金屋はどうなるのかというご質問がありました。現在のところ、市として確定をした回答は持っていないが、予定としては旧市町村単位の各地区1か所に設置する方向で考えているとお答えしました。

開園が1年延びたことについては理解するが、指定管理者制度導入がなぜ開園と同時にしなければならないのかというご質問があり、市としては、あくまでも開園に合わせて指定管理に移行したいという考えでいるとお答えをしております。スケジュールをお示しし、開園に向けた何か月の期間で十分な引継ぎをしていくということを検討しながら同時に指定管理に移行していきたいという説明をしたところです。

その他、保育園のプールが組み立て式となるようだが、どのようなものなのかというご質問がありました。使用しない時期は物置に収納し、プールとして利用する期間だけ園庭に出して使用するという説明をしました。

主な内容は、今申し上げた程度であります。

委員長：ほかに無いようですので、以上で報告を終わります。

4 議事

委員長：日程4 議事に移ります。

本日の出席委員は、9人です。よって委員会設置要綱第6条第2項の規定により会が成立していることを報告いたします。

(1) 委員長：議事の1つ目「指定管理者制度の概要について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 2 について説明

委員長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委員：職員配置のことですが、大津、坂町、荒島保育園の合計240人の定員で、入園児が213人であるが、現在の職員数と統合後の職員数はどうなるのか。

事務局：配置基準は、変わらず同じ基準で職員を配置します。

委員：園長は1人、主任保育士は2人になるわけですが、現在は3人の園長と主任保育士も3人配

置しているわけですね。その分は、減になりますね。

事務局：そのとおりです。

委員：統合後は、保育士全体では減るわけですね。

事務局：入園した子どもの年齢や人数に応じ基準により配置するため、今の段階では不確定な部分があります。

委員：障害児に対しては、必要に応じ職員を配置するのか。

事務局：障害児や配慮の必要な子どもに対しては、障害の程度に応じて加配します。

委員：見通しとしては、現在の職員より減るのか。

事務局：30数人の職員体制となると考えており、現在の職員数より若干減る見込みです。

委員：現在3保育園に勤務する職員は、身分は市の職員ですが、統合されると市職員のまま身分を引き継ぐのか。それとも、全く新しい方を募集して配置するのか。

事務局：指定管理になると、新たな職員が配置されるので、市とは完全に切り離されます。

委員：そういう意味ではなく、現在の職員は、市の別の保育園に配置換えして、新たに別の有資格者を募集するのか。

事務局：指定管理者が職員を採用するという形になっていますので、市としても一つの考え方として、今現在、市の臨時保育士として採用している方を優先的に雇用していただきたいという条件を付してお願いをしたいという考えです。

委員：指定期間を5年でスタートしたいという考え方で説明があったが、今まで実施しているところを研究して5年が妥当ということだと思うのですが、もう少し聞かせていただきたい。

事務局：県内で指定管理者制度を導入している佐渡市については、指定期間を5年としています。南魚沼市については、当初は3年の期間でスタートしましたが、更新時に10年に延長しております。その他の自治体は、5年を指定期間としているところが多いようです。先ほど、説明をしたとおり、保育の安定等を考慮し指定期間を5年にしたいというものです。

委員：市ではさまざまな施設を指定管理に出しており、現在、130から140の施設を指定管理に出しています。一般的には民間の方をお願いするのは3年というケースが多いのですが、今ほど担当から話があったように、長期の期間を指定管理でその間は約束されるわけですので、態勢的にも受ける側が非常に頑張れる期間ではないかと思い、5年ということについては妥当な期間ではないかと思っています。

委員：16利用料に関する事項について、佐渡市と南魚沼市の保育園の利用料金はどのようになっているのか聞きたい。

副委員長：市の考え方について説明してください。

事務局：保育料以外に利用料等を徴収することは原則ありませんが、16番に記載していることは、あらかじめ市と協議をした上で利用料について決定していきたいと考えています。11時間が保育時間となっていますので、その時間内は運営費で見られています。11時間を超えた部分である延長保育、休日保育、または一時保育等について協議の上、決定するということを掲載したものです。

先進地の利用料金については、申し訳ありませんが資料を用意しておりませんでしたので次回までに連絡をいたします。

委員：今ほどの委員の質問は、よその指定管理をしているところの料金との比較のご質問でしたが、今、担当課長から話があったように、16番の上段の一番後ろに「市が別に定める基準による額」とあるので、今のご質問に対しては、他の直営でやっている市の保育園のサービスと料金的に変わらないというふうに、明確にメッセージが伝わっていれば、指定管理を出すから幾ら、直営だと幾らという差はないということ、この「基準による額」と定めているところに謳っているのだということをお伝えした方が、ご質問について、安心する答えになるのではないかと。あくまでも市の施設を管理運営について指定管理者にお願いすることなので、それでも料金に差はないわけです。あくまでも市が行う施設の中で、管理運営をこの法人に頼むというところを大前提として押さえていただくと、指定管理のことが見えてくるのではないかと思います。

委員長：なお、係長さんの方で、後で料金について調べておいてください。

委員：確認をしておきたいのですが、この委員会は、建設の検討委員会ということですよね。管理運営までというのが疑問だったので、要綱を見ましたが、第2条第2号でその他統合保育園建設に必要な事項の協議ということで、指定管理者制度もここで議論するという考え方に立てばいいのでしょうか。

事務局：おっしゃるとおり、建設検討委員会は、建設に向けた検討委員会ということですが、市が目指すべき指定管理についてもこの検討委員会の中でご審議をいただきたいと、第1回目の時に話をさせていただいたと思いますので、併せて指定管理者制度についても皆さんからご意見を賜りたいと思っております。

委員：要望ですが、この統合保育園ができて、今までの保育園の保育士が代わることで、子どもたちがどう受け入れていくのかということですが、17指定管理者が管理を開始するまでの準備について記載されていますが、平成25年10月から市と協議・引継ぎ研修を行い、平成26年1月から引継ぎ保育を行うということとなると、その期間は新しい方も一緒に勤めるという形になるのかなと、移行措置期間みたいになってくるのではないかと。子どもたちの心の受け入れ態勢が非常に大事になってくるのではないかと。動揺を与えて、子どもたちに新しい保育園でどんな先生に受け持ってもらえるだろうか、とか、小学校の子どもたちにも動揺があるわけです。人事異動などによるストレスを子どもたちに与えないような十分な配慮をお願いしたい。

委員：応募資格のところ、認可保育所の運營業務を行っているものとありますが、市内には認可保育所は何箇所あるのですか。

事務局：認可保育所は、市の保育園20園のみで民間はありません。

委員長：ほかに無いようですので、指定管理者制度の概要については、原案のとおり承認することによるのでしょうか。

(異議なしの声)

委員長：それでは原案のとおり承認することといたします。

委員長：議事の2つ目「答申(案)について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 3 について説明

前回、第2回建設検討委員会において、建設に向けた提言について委員の皆さまから大変貴重なご意見を承ったところでありますが、ご提言に対し事務局が4点にまとめたものがこの答申(案)です。委員の皆さまからご意見、ご要望をお聞かせいただければありがたいと思いますのでよろしくお願いたします。

委員長：ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問はございませんか。

委員：前回の委員会で、内部検討委員会で現場の保育士たちが揉んで、要点をまとめてあるということで、そこに各委員からいろいろ意見を出してまとめたもので大きくくりになっていて、いいなと思うんですけど、2番目の200人定員のところ、「保育内容に応じたゾーン分け」、「利用者の状況に対応した機能」、「多様な利用目的に対応した自由度の高い機能的な施設」と、何か全部抽象的になっているので、例えば、ここで言っている「多様な利用目的」であったり、「利用者の状況に対応した機能」というのは、目指す荒川統合保育園は、例えば特別保育、延長保育、乳児保育、休日保育も実施するというような方針で考えるということですので、それらの特別保育の言葉などをここに入れて、それらに十分対応するような、何々とした方が伝わりやすいのではないかと。

事務局：委員ご指摘のとおり、なかなか分かりづらい点について具体的に整理をしたいと思います。

委員：議論の中で、休日保育をするときに200人の施設全体を開けておく必要があるのか等、いろいろ意見が出ました。そういうのを、「多様な利用目的」とかいろいろなところがあると思うので、休日保育とか何々に対応した何々という言葉が入ると分かりやすい。実施設計を行うに当たっての提言ですので具体的に分かりやすい方がいいと思います。

委員：健康な子どもづくりの観点から、はだし保育のことについて前回、前々回とも意見が出されましたが、この4項目の中で、どこに健康な子どもづくりに対することが表現されているのか。

事務局：1番の部分になるかと考えております。

委員：「子どもたちがたくましく生きる力」の部分でしょうか。

事務局：はい。

委員長：答申(案)の1の「安心・安全でかつ生きる力を培う環境を備えた保育園」の中の字句に該当するということですが、よろしいですか。

副委員長：3番の「ふれあい・体験を通じて豊かな感覚を磨くことのできる保育環境」、この保育環境ということが、それに当てはまるのではないか。表現が抽象的ではあるが。

事務局：表現につきましては、ご指摘のとおりでありますので、今の「はだし保育」を含めた形で盛り込ませていただきたい。

委員：4つとも、統合保育園の建設にあたっての基本的な理念というふうに捉えたのですが、もうちょっと表現的に過去の議論の中での表現が少し抽象的で、どんな建設のイメージを持ったらいいいのかということが捉えにくいと思いました。例えば、1の安心の問題について、特に国道に近い場所ですので、子どもが安心して保育ができるように、現に不審者等の対応もあるわけですので、そういったところがどうなのかという表現がないということ。例えば、夢のある外観というのは、子どもたちの色彩感覚は大人とは違う面があるので、子どもたちに合った明るい色彩とか外観というのを指しているのかと思うが、夢のある外観とはどんな外観なんだということが、捉えどころがないところがあるので、全般的にもう少し、前に委員長も言われたように、採光や換気の問題などをもう少し重点的に、明るく健康的なというイメージでいけば光も十分取り入れて非常に省エネにも役立って伸び伸びと子どもたちが動いてるなということがイメージできるのですが、そういう意味でも少しそういう点を、採光とか換気とか明るいイメージとか子どもたちに合った色彩とか外観とか、全般的にちょっと具体性が足りないのではないかと思う。もう少し表現を改めていただいた方が分かりやすいのではないか。

事務局：表現の部分について、もう一度、分かりやすくさせていただきたいと考えております。

委員：1番ですが、外観とか、地場産材をふんだんにということですが、荒川の保育園なので荒川らしい、クロッカスとか川などがありますが、何かテーマがあれば外観なども考えやすいのではないか。

事務局：おっしゃることについては、理解できる部分もありますが、実際に設計業者が具体的な設計をすることになりますので、この文言の中に、例えば今お話のあったような、設計に当たっては、地区のイメージを持てるような設計にしてほしいというような内容に書き換えて、プロポーザルの方に臨むということは、具体的に考えられることだと思っておりますので、文言の見直しの中でそういう表現も取り入れればよいのではないかと思います。この点は、検討させていただきたいと思っております。

委員：この基となっているのは、内部建設検討委員会から出された報告書のようなものであるが、この建設検討委員会の考え方はどこにどのように入っているのか。内部建設検討委員会の報告書が中核と

なっているという考え方でいいのか。

事務局：そういうことではなく、第2回目の委員会で委員の皆さんからのご提言という形で頂戴しましたが、結果的に内部建設検討委員会の報告書と重複する部分が3つほど出てきたということで、決して内部建設検討委員会の意見を100%盛り込んだという考え方ではありませんのでご理解いただきたい。

委員：私は、だからだめだと言っているわけではなくて、内部建設検討委員会の考え方というのは非常に重要だと思っているものですから、例えば、そこで、便座の話とか洋式より和式とか子育て支援センターの件や雨水を有効に使う等の具体的な話が出たわけですから、この辺のことははっきりと答申した方が、内部建設検討委員会の報告書が一番よく解る方たちが検討して出してきたものなので、我々の意見も付加しながら答申した方がいいのではないかと。

委員：実際現場にいる方々が内部で協議したまとめについては、前回この委員会でもよく観察しているという評価をしたところですが、具体的に子どもたちを預けている保護者の立場であったり、いろんなところからいろんな発言があったので、例えば、内部建設検討委員会の意見を十分参考にしながら、次の点について答申する、というような作りにして、具体的な項目を挙げていくのであればこの1つ何々、2つ何々という頭文字がなくても、今言っているようなことを具体的に記述して、これについては十分配慮するよという方が、委員会としての答申の形としてはそれもいいのかなと思います。

1つ目のところに、「登園したくなるような」とありますが、頭に「安心・安全」があって、この議論をする前に、神林のみのり保育園も視てきたわけですが、あの立地のところで送迎等については、「十分安全を確保できるようなつくりを」とか、そういう具体的なことなど、この一方通行は混乱しないのでいい仕組みですね、ということも視てきたので、あそこであれだけの交通量があるので心配だと、これまで来ているので、安全に配慮して送迎に対応するようなレイアウトにしてほしいというようなことを盛り込んだほうが、より具体的に実施設計ができるのではないかと思います。

3つ目については、太陽光発電等新エネルギーとまとめてありますが、これも神林の蓄電の設備であったり、万が一の停電の対応であったりというものに配慮したというのを、ここに加えてもいいのかなと思います。

4つ目は、「子どもたちの絆が築かれ、地域に」の中に、突然「高齢者などが歩いて」ということについて、確かにこの地域はこういうまちづくりをしているのでという議論の中でありますけど、「地域の宝である子どもたちが、コンパクトなまちづくりをやろうとしている地域とうまく接点を取って」のような書きの方が言葉としてはいいと思いました。

事務局：貴重なご意見ですので、それらを踏まえてもう一度検討させていただきます。

委員長：答申（案）につきましては、今一度事務局で、字句を分かりやすく表現できるようにお願いをすることになります。

副委員長：また、11日に次の委員会を行うので、そこで決めたいという予定ですね。

事務局：はいそうです。

副委員長：その前に、ある程度まとめたものを委員の皆さんに送付し、ここにこういう形でもう少し付け加えてもらいたいというようなことを確認してもらって、最終的に11日に取りまとめた結果を出してもらいたいということでもいいんじゃないですか。これは、原案でありますし、殆ど内部建設検討委員会の報告書をちょっと修正した程度でしかないのです、それに今までやってきた検討委員会の具体的なものを入れ込んで作って行かないと、イメージだけでは答申にはならないと思います。具体的なものを盛り込んで一旦整理して、委員の皆さんに送付して11日までにやり取りをしてまとめて、11日に正式に決定するというところでどうでしょうか。

事務局：事務局としてもそういうふうに対応させていただくと大変助かりますので、ご了解をしていただきたいと思います。

委員長：この答申（案）につきましては、継続審議ということで次回に再度協議いただくということでよろしゅうございますか。

（異議なしの声）

委員長：それでは、副委員長から発言がありましたように、事前に案を委員の皆さんに配付していただいて、検討いただくということでお願いします。

5 その他

委員長：日程5 その他に入ります。事務局から「その他」について用意がありましたらご説明をお願いします。

事務局：第2回(仮称)荒川統合保育園建設検討委員会の会議録について、委員の皆さんに郵送しご確認をいただきましたが、修正箇所等がございましたらお聞かせ願いたいと思います。変更、修正箇所がないようであれば、そのまま、ホームページに掲載したいと考えております。

（特になし）

委員長：特にないようですので、事務局をお願いします。

6 次回の委員会日程について

委員長：日程6次回の委員会日程について、事務局から説明願います。

事務局：次回の委員会の開催については、8月11日（木）午前10時00分、本庁5階第4会議室

で行いますのでよろしく申し上げます。

7 閉会のあいさつ

副委員長：本日は、大変暑い中、慎重審議をいただきました。

答申(案)につきましては、次回持ち越しということで、何かありましたら再度チェックをしていただいて、より良い答申を出させていたいただきたいと思っております。先般は暑い中、現場を視ていただいたり、だいぶイメージが湧いてきたのかなと思っております。

指定管理者制度の概要については、多い項目でありますので、疑問点などがありましたら事務局に問い合わせをいただきたいと思いますと思っております。

より良い制度になりますように、これからも皆さんのお力をお借りいたしまして、より良い統合保育園が完成しますようによろしく申し上げます。本日は、大変暑い中、お疲れさまでした。以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前 11 時 07 分 終了